

保護者各位

札幌市子ども未来局長

児童クラブ利用者に対する家庭保育の協力依頼等について

日頃より、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、北海道に対し、緊急事態宣言が発令されたことを受けて、児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館」という。）では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、児童クラブ以外の事業を当面の間、休止するとともに、保護者の皆様に可能な範囲で家庭での保育について、ご協力をお願いすることといたしました。

趣旨をご理解のうえ、可能な範囲でのご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
また、児童クラブの利用停止等の基準につきましても、一部変更しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1 家庭保育のお願いについて

現在、札幌市におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者数が高い水準で推移しており、児童の感染事例も多数発生している状況です。

こうした中、児童会館等では、換気や消毒などの基本的な感染防止対策を徹底し、運営を行ってまいりましたが、利用児童の陽性が判明する事例も増加傾向にあるところ です。

このような状況を踏まえ、児童会館等での感染拡大を防止するため、今回、児童クラブ以外の事業を休止することに加え、可能な範囲で家庭での保育にご協力いただくよう、お願いすることとした次第です。

今回の協力依頼の趣旨をご理解いただき、お子様や保護者の皆様はもちろん、会館職員の健康や命を守るため、各ご家庭の可能な範囲でご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、保育が必要な方におかれましては、引き続きご利用の児童会館等で通常通りの保育を行いますので、念のため申し添えます。

2 9月分有料時間帯利用料について

現在、9月の有料時間帯の利用のお申し込みをされている方のうち、9月の利用を取りやめることとされた方につきましては、当月分の利用料の請求を停止いたしますので、9月2日（木）までにご利用の児童会館・ミニ児童会館にご連絡をいただいたうえで、9月30日（木）までにお手続きいただきますようお願いいたします。

なお、9月3日以降、9月30日（木）までの期間中、一度でも有料時間帯をご利用された方については、通常通り、料金が発生することとなりますので、ご留意願います。

3 利用停止等の基準について

別紙のとおり、児童の同居者に係る項目を追加しておりますので、ご確認ください。

【今回変更（追加）した項目】

- ・児童の同居者が濃厚接触者に指定された場合
- ・児童の同居者がPCR又は抗原検査を受検する場合

【担当】 子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係（Tel.011-211-2989）